

**1. (預金の支払時期)**

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面又は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

**2. (利率の変更)**

この預金の利率は、預入日から満期日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭掲示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

**3. (利息)**

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 複利型のこの預金の利息の場合

預入日から満期日の前日までの日数について証書表面又は、通帳記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

② 単利型のこの預金の利息の場合

A. 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）について証書表面又は、通帳記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

a. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。

b. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B. 中間利払日数について証書表面又は、通帳記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合

預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満 解約日の普通預金利率

B. 6か月以上 約定利率に、期間別に対応する掛目を乗じた利率とし、その掛目一覧表を当金庫所定の方法で備えおきます。

② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合

A. 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

◎ 6か月以上 約定利率に、期間別に対応する掛目を乗じた利率とし、その掛目一覧表を当金庫所定の方法で備えおきます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上